

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	障害児通所・入所給付費支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、障害児通所・入所給付費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和2年10月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所・入所給付費支給に関する事務
②事務の内容	(1) 障害児通所・入所支給要否決定等 (2) 障害児通所・入所給付決定の変更 (3) 障害児通所・入所給付決定の取消し (4) 高額障害児通所・入所給付費の支給
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉総合情報システム
②システムの機能	障害児通所支援・障害児入所支援情報に関する資格情報、支給実績情報を管理する。 (1) 資格管理機能 ① 申請や届の内容を管理する。 ② 支給するサービス、利用者負担額情報、支援区分情報等を管理する。 ③ 利用する事業者情報を管理する。 ④ 受給者異動情報を作成する。 ⑤ 支給実績情報を管理する。 (2) 帳票発行機能 受給者証、決定通知書等の帳票の発行機能 (3) 統計機能 各種報告資料のための集計表を作成する機能 福祉総合情報システムの各事務共通の機能。 (1) 住民情報管理機能 本市に居住する住民及び対象者のうち本市外に居住する住民の情報を管理する機能。 (2) 受給状況参照機能 操作者の利用権限がある事務について、対象者の受給状況を一覧で表示する機能。 (3) 利用者管理機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム)
②システムの機能	(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 (2) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。

②システムの機能	<p>(4) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>(5) セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。</p> <p>(6) 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員または業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(7) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民経済局地域振興部住民課、財政局税務部市民税課、健康福祉局障害福祉部障害者支援課、健康福祉局障害福祉部障害企画課、健康福祉局生活福祉部保) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体情報システム機構、都道府県、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	障害児通所・入所給付費支給決定(サービス種類、支給量、利用者負担上限月額の設定等)及び高額障害児通所・入所給付費支給決定を行うため	
④使用の主体	使用部署	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課、区役所区民福祉部福祉課、支所区民福祉課、区保健所保健予防課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p><情報連携基盤システム・中間サーバー> 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。</p>	
情報の突合	<p>・上記項番Ⅰ、Ⅲにおいて、障害児通所支援・障害児入所支援情報と住民基本台帳情報を突合し、対象者を特定する。 ・上記項番Ⅱにおいて、障害児通所支援・障害児入所支援情報と、住民基本台帳情報、生活保護情報、地方税関係情報を突合し、負担額を算定する。</p> <p><情報連携基盤システム・中間サーバー> 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。</p>	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	情報連携基盤システムの開発委託、運用保守委託	
①委託内容	情報連携基盤システムの開発、運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 東海支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑥再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。)
委託事項2～5		
委託事項2	福祉総合情報システムの運用保守委託	
①委託内容	福祉総合情報システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている (5) 件 [O] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先6～10
移転先11～15
移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><情報連携基盤システムにおける措置></p> <p>①情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><福祉総合情報システムにおける措置></p> <p>①福祉総合情報システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、生体認証により情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

個人番号、個人番号対応符号、団体内統合宛名番号、住民番号(既存住民基本台帳システムの宛名番号)、情報照会提供記録、アクセスログ

【障害児通所支援・障害児入所支援情報】

[申請入力情報]給付区分、障害種別、支給決定プロセス、申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権、給付種別

[支給決定内容]決定年月日、決定結果、決定理由、受給者番号、特記事項1~5

[決定サービス情報]開始年月日、変更年月日、サービス取消年月日、決定サービス種類、決定サービス種類支給期間開始日、決定サービス種類支給期間終了日、サービス区分、支給量

[負担額情報]所得区分、上限額市、上限額国、減免前上限額、上限額適用期間開始年月日、上限額適用期間終了年月日、上限管理対象、食事提供加算有無

[多子軽減有無]多子軽減有無、適用開始日、対象区分

[個別減免]個別減免有無、個別減免適用期間開始日、個別減免適用期間終了日

[補足給付費(入所)]補足給付費(入所)有無、補足給付費(入所)適用期間開始日、補足給付費(入所)適用期間終了日

[生保移行予防措置]生保移行有無、生保移行適用期間開始日、生保移行適用期間終了日

[災害減免有無]災害減免有無、災害減免適用期間開始日、災害減免適用期間終了日、災害減免給付率、災害減免申請理由

【収入資産情報】

[検索情報表示部]負担額判定基準日、あて名番号、判定種別

[減免種類]Ⅰ 上限月額、Ⅱ 特定障害者特別給付、Ⅲ 多子軽減措置

[障害者本人収入状況]年度、税世帯区分、合計所得金額、合計所得割金額、稼得等収入、その他収入、必要経費、障害基礎年金

[生計中心者情報]個人コード、カナ氏名、生年月日、漢字氏名

[配偶者情報]個人コード、カナ氏名、生年月日、漢字氏名

[世帯範囲情報]特例世帯有無、氏名、あて名番号、住基上の続柄、世帯員入年月日、世帯員出年月日、特例開始年月日、特例終了年月日、削除

【混合世帯範囲情報】

[受給者方世帯員情報]世帯コード、氏名、あて名番号、生年月日、性別、異動自由、住喪日、住所

[相手方世帯員情報]世帯コード、氏名、あて名番号、生年月日、性別、異動自由、住喪日、住所

[相手方世帯一覧]世帯コード、適用開始年月日、適用終了年月日、住所

【高額申請管理画面】

[申請内容]申請年月日、担当所管区、受給者番号、利用者負担額、(申請者のみ)総合計、(申請者のみ)総合支援法合計、(申請者のみ)児童福祉法、(申請者のみ)介護保険法、(申請者のみ)補装具費

(世帯合算)総合計、(世帯合算)総合支援法合計、(世帯合算)児童福祉法、(世帯合算)介護保険法、(世帯合算)補装具費、サービス提供年月、高額算定基準額、計算高額サービス日、支給調整額、支給金額

[決定内容]決定年月日、決定結果、決定理由、支払区分、振込年月日

[特例給付申請決定登録]

[申請内容]特例申請番号、受給者番号、サービス提供書入力有無、申請年月日、サービス提供年月、請求金額、支払区分、支払先区分

[決定内容]決定年月日、決定結果、不支給減額理由、支給金額、支払年月日、決定通知書発行日、振込日

[上限管理事業者情報]サービス事業者、届出年月日、変更年月日、変更時湯、事業所への連絡、同意年月日、開始年月日、自治体管理

[契約事業者情報]契約番号、サービス事業者、サービス種類、サービス区分、提供事業者名称、支給量、契約日、報告日、終了月中既提供量、サービス提供終了日、サービス終了報告日

【サービス利用計画事業者情報】

[申請内容]申請年月日、申請理由

[決定内容]決定年月日、決定結果、決定理由、取消年月日、取消理由、支給開始年月日、支給終了年月日

[モニタリング情報]基幹、開始年月、終了年月

[サービス利用計画作成事業者入力項目]作成区分、サービスコード、届出年月日、変更年月日、変更事由、有効開始年月日、有効終了年月日、サービス事業者

【障害児通所支援・障害児入所支援:支給実績情報】

[上限管理結果情報]サービス提供年月、請求年月、請求年月日、上限管理番号、所管区、作成区分、点検結果、表示部名、事業者コード、事業者名称、利用者負担上限額管理結果、受給者番号、対象者情報、保護者情報、利用者負担上限月額、処理区分、事業者番号、事業者名称、総費用額、利用者負担額、管理結果利用者負担額、合計

[相談支援給付費請求書情報]サービス提供年月、請求年月、請求年月日、所管区、点検結果、事業者、事業者名称、支払先事業者、支払区分、地域区分、処理区分、受給者番号、モニタリング日、障害者情報、サービスコード、単位数、請求額、サービス名称、点検結果、審査年月日、返戻事由、申立年月日、申立理由、過誤決定日、件数、単位数単価、請求金額

[給付費明細書情報]審査年月日、返戻事由、申立年月日、申立理由、過誤決定日、サービス提供年月、点検結果、データ区分、サービス種別、支給実績番号、助成自治体番号、請求年月、請求年月日、事業者番号、事業者、地域区分、A型事業者負担減免実施有無、受給者番号、あて名番号、所管区、対象者情報、保護者情報、表示部名、利用者負担上限月額、A型減免対象者、障害区分、上限

額管理事業者番号、管理結果、管理結果額、サービス種別、サービス種別名称、開始年月日、終了年月日、利用日数、入院日数、削除、サービスコード、サービス内容、単位数、回数、サービス単位数、削除、摘要、算定日額、日数、給付費請求額、実費算定額

[返戻事由情報]請求年月、作成対象、サービス提供年月、事業所番号、事業所名称、受給者番号、あて名番号、受給者氏名、所管区、返戻事由、返戻事由検索条件、審査年月日

[過誤申立書情報]申立年月日、サービス提供年月、請求年月、事業所番号、事業所名称、受給者番号、あて名番号、受給者氏名、所管区、様式、申立理由、過誤決定日

[実績記録票情報(共通部分)]支給実績番号、サービス種類、様式、受給者番号、住民コード、氏名、サービス事業者コード、サービス提供単位、契約サービス、支給量、サービス提供年月、請求年月、請求年月日、補足給付有無適用、補足給付額、所管区、福祉事務所、日付、曜日、削除チェック

[児童発達支援、医療型児童発達支援]サービス提供の状況、開始時間、終了時間、送迎加算 往、送迎加算 復、家庭連携加算時間数、訪問支援特別加算時間数、食事提供加算、定員超過、備考、送迎加算回数合計、家庭連携加算時間数合計、訪問支援特別加算時間数合計、食事加算合計

〔放課後等デイサービス〕サービス提供の状況、提供形態、開始時間、終了時間、送迎加算 往、送迎加算 復、家庭連携加算時間数、訪問支援特別加算時間数、定員超過、備考、送迎加算合計、家庭連携加算時間数合計、訪問支援特別加算時間数合計

〔保育所等訪問支援〕算定日数、備考

〔障害児入所支援〕実費算定額 食費の単価 朝食、実費算定額 食費の単価 昼食、実費算定額 食費の単価 夕食、実費算定額 食費の単価 一日、実費算定額 光熱水費の単価 一日、実費算定額 光熱水費の単価 一月、サービス提供の状況、入院・外泊時加算、入院時支援特別加算、実費算定額 朝食、実費算定額 昼食、実費算定額 夕食、実費算定額 光熱水費、定員超過有無、備考、入院外泊時加算合計、入院時支援特別加算合計、朝食回数合計、昼食回数合計、夕食回数合計、光熱水費回数合計、食費合計、光熱水費合計、実費合計、地域移行加算 入所中算定日、地域移行加算 退所日、地域移行加算 退所後算定日

〔福祉世帯情報〕あて名番号、本人から見た続柄、受給者との関係、該当日、非該当日

〔所得情報〕課税区分、入力区分、年度、給与収入、年金収入、雑所得、手管理、総所得金額、総所得金額等、合計所得金額、課税総所得額、山林所得、退職所得、土地等事業所得、商品先物所得、株式所得、免税所得、長期譲渡控除後所得額、長期譲渡特別控除額、短期譲渡控除後所得額、短期譲渡特別控除額、所得種類、赤字所得の有無、再計算サイン、配偶者特別控除、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模共済掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、雑損繰越控除、市寄付金特例控除額、市寄付金税額控除額、市寄付金控除額、市住宅借入金控除、市寄付金特例控除額（減税前）、市寄付金税額控除額（減税前）、市寄付金控除額（減税前）、市住宅借入金控除（減税前）、配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除、老人扶養、同居老人扶養、特定扶養、その他扶養、特別障害扶養、同居特障扶養、普通障害扶養、配偶者区分、0～15歳の扶養人数（入力）、16～18歳の扶養人数）、市民税所得割、市民税均等割、減免額、県民税所得割、県民税均等割、年税額、市民税所得割（減税前）、市民税均等割（減税前）、減免額（減税前）、県民税所得割（減税前）、年税額（減税前）、老年者該当、特別障害者該当、普通障害者該当、寡婦夫区分、勤労学生該当、控除廃止前想定所得割額

〔手帳情報〕

〔身体障害者手帳情報〕申請年月日、申請種別、申請理由、手帳番号、総合等級、種別（JR減免）、交付年月日、再交付年月日、返還年月日、手帳障害名（代表）、障害認定日（個別）、障害部位（個別）、等級（個別）、障害名（個別）、再認定年月（個別）

〔愛護手帳情報〕申請年月日、申請種別、申請理由、手帳番号、総合判定、次回判定年月、交付年月日、再交付年月日、返還年月日

〔精神障害者保健福祉手帳情報〕申請年月日、申請種別、申請理由、手帳番号、障害等級、有効期間開始、交付年月日、返還年月日、有効期間終了

〔生活保護情報〕所管区、生保開始日、生保廃止日、手入力区分

〔口座情報〕有効期間開始、有効期間終了、口座区分、金融機関コード、金融機関名、金融機関名カナ、支店コード、支店名、支店名カナ、口座種別、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字

〔届出保険情報〕加入状況、保険の種類、保険者番号、扶養者区分、保険者名称、保険者所在地、被保険者氏名、被保険者あて名番号、住所、記号、番号、資格取得日、資格喪失日

〔所得参照同意情報〕あて名番号、同意有無区分、同意開始日、同意終了日

〔送付先住所〕郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名、他事業共有区分

〔居住地住所〕郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名、他事業共有区分

〔届出住所〕郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名

〔連絡先管理〕

〔本人連絡先〕優先順位、自宅電話番号、留守電有無、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、メールアドレス

〔緊急連絡先入力〕優先順位、カナ氏名、漢字氏名、続柄、郵便番号、住所、方書、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号

〔対象者情報〕カナ氏名、カナ本名、氏名、本名、生年月日、性別、住民区分、あて名番号、世帯番号、続柄、通称名・本名優先区分、世帯主氏名、世帯主カナ氏名、最新異動日、最新異動事由、最新届出日、住民日、増異動事由、増異動届出日、消除日、減異動事由、

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
障害児支援ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手につき、入手目的を申請者が認識できないリスクに対して、申請書に入手目的を明記する。 ・本人以外の第三者がなりすましにより申請を行うリスクに対して、通知カード・個人番号カード・公的機関発行の身分証などによる本人確認を徹底する。 ・入手した情報が第三者へ漏えいしてしまうリスクに対して、申請書類は鍵付き書庫にて保管する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①個人番号を直接保有せず、限られた処理で情報連携基盤システムで保有する個人番号を参照することで、個人番号の利用を制限している。 ②事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード且つ、生体認証による認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている

8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><名古屋市における措置></p> <p>①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取り扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修を概ね1年ごとに行う。②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置>①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従業員への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年時(2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><事務上における措置>年1回、事務担当者会等において個人情報に関する研修を行う。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室
②請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 052-972-2520
②対応方法	問い合わせの際には、その内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1 7項、8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第8条第1号、第2号、第3号 番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1 7項、8項 行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第8条第1号、第2号、第3号 番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	
平成29年6月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 16項、26項、56項の2、57項、87項、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項、第3項、第19条第1項、 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二 10項、11項、12項、14項、15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第11条	(情報提供の根拠) 番号法別表第二 16項、26項、56項の2、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項、第3項、第19条第1項、 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 8項、10項、11項、12項、14項、15項 番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	
令和2年4月1日	IV 開示請求・問合せ・利用 停止請求 1. 特定個人情報の開示・訂正 ①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市民経済局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	
令和2年10月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1 7項、8項 行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第8条第1号、第2号、第3号 番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 第7項及び第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号、第2号、第9号、第10号及び第8条第1号から第5号、第10号、第11号)	事後	
令和2年10月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第二 16項、26項、56項の2、57項、87項、116項 行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項、第3項、第19条第1項、 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 8項、10項、11項、12項、14項、15項 番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第8項、第11項、第16項、第26項、第56項の2、第57項、第87項、第108項及び第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1項、第4項、第8項、第19条第1項、第30条、第55条第1項、第2項、第7項及び第59条の2の2第1項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第8項、第10項、第11項、第12項、第14項、第15項及び第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1項から第3項、第5項、第10条第1項から第3項、第5項、第10条の2、第11条及び第11条の2	事後	
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人番号、個人番号対応符号、その他識別番号(内部番号):これらの情報がないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。 なお、「③対象となる本人の範囲」の(3)については、個人番号及び個人番号対応符号は記録項目に含まない。 連絡先等情報:支給決定保護者等の管理等を行うため。 地方税関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報:利用者負担上限月額を決定する際に使用するため。 児童福祉・子育て関係情報:児童福祉施設への入所状況を把握し、併給関係を確認するため。 障害者福祉関係情報:障害児通所支援・障害児入所支援情報により、障害児通所給付費、障害児入所給付費の支給決定を行う。また、支給実績を基に高額障害児通所・入所給付費を決定する。	個人番号、個人番号対応符号、その他識別番号(内部番号):これらの情報がないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。 なお、「③対象となる本人の範囲」の(3)については、個人番号及び個人番号対応符号は記録項目に含まない。 連絡先等情報:支給決定業務を行うにあたり、個人単位の記録を正確に管理・把握し対象者を正確に特定するため。 地方税関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報:利用者負担上限月額を決定する際に使用するため。 児童福祉・子育て関係情報:児童福祉施設への入所状況を把握し、併給関係を確認するため。 障害者福祉関係情報:障害児通所支援・障害児入所支援情報により、障害児通所給付費、障害児入所給付費の支給決定を行う。また、支給実績を基に高額障害児通所・入所給付費を決定する。	事後	

令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	I. 対象者把握に関する事務 本人確認を行い、申請情報・認定調査情報・各種決定情報を登録し帳票出力を行う。 II. 利用者負担上限月額額の算定に関する事務 対象者の住民基本台帳情報より世帯員を把握し、世帯員全員の生活保護情報、地方税関係情報により負担額を算定する。 III 対象者の実績情報把握に関する事務 国保連合会へ送付する受給者異動情報の作成及び国保連合会より送付されてくる実績情報を取り込む際に、住民基本台帳情報を用いて対象者・保護者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事後	
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・上記項番Ⅰ、Ⅲにおいて、障害児通所支援・障害児入所支援情報と住民基本台帳情報を突合し、対象者を特定する。 ・上記項番Ⅱにおいて、障害児通所支援・障害児入所支援情報と、住民基本台帳情報、生活保護情報、地方税関係情報を突合し、負担額を算定する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。	＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。	事後	
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供を行っている。	行っていない。	事後	
令和2年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①移転先における情報の利用目的、根拠、情報管理体制等を含む利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①移転・提供元によって許可された移転・提供先へのみ移転・提供する。 ②定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①情報連携基盤システムを利用することで、外部記録媒体を利用した特定個人情報の移転・提供は行わない。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①移転・提供元によって許可された移転・提供先へのみ移転・提供する。 ②定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。	事後	
令和2年10月30日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ・その内容	＜ケース1＞約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリを金庫から取り出した後に、窓口で市民に声をかけられ対応しているうちに斥倉内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。 ＜ケース2＞132名の登録者に対し、情報提供のために電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところを「CC」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。＜ケース3＞863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。＜ケース4＞184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の応対などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事業報告書をHPIに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来すべて「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いに分かる形で送信した。	事後	
令和2年10月30日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ・再発防止策の内容	＜ケース1、4＞ 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 ＜ケース2、ケース3＞ 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	電子メール等を送信する前に、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託事業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	

	<p>Ⅲ リスク対策 従業者に対する教育・啓発 ⑨従業者に対する教育・啓発 ・具体的な内容</p>	<p><名古屋市における措置> ①職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。<福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置>①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従業員への情報の取扱いに関する教育を求め。<事務上における措置>年1回、事務担当者会等において個人情報に関する研修を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><名古屋市における措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取り扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修を概ね1年ごとに行う。②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとを実施する。<情報連携基盤システムにおける措置>①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従業員への情報の取扱いに関する教育を求め。<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年時(2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。<事務上における措置>年1回、事務担当者会等において個人情報に関する研修を行う。</p>		
令和2年10月30日	<p>V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	令和元年6月28日	令和2年10月30日	事後	